

訪問介護サービス料金表

令和4年10月1日から

要介護1～5の方

基本利用料金（10割負担金）

身体介護 生活援助	身体介護 30分未満 2,500円	身体介護 30分以上60分未満 3,960円	身体介護 60分以上90分未満 5,790円
	身体介護30分未満と 生活援助20分以上 3,170円	身体介護60分未満と 生活援助20分以上 4,630円	身体介護90分未満と 生活援助20分以上 6,460円
生活援助 20分以上45分未満 1,830円	身体介護30分未満と 生活援助45分以上 3,840円	身体介護60分未満と 生活援助45分以上 5,300円	身体介護90分未満と 生活援助45分以上 7,130円
生活援助 45分以上 2,250円	身体介護30分未満と 生活援助70分以上 4,510円	身体介護60分未満と 生活援助70分以上 5,970円	身体介護90分未満と 生活援助70分以上 7,800円

※夜間早朝にご利用の場合は上記料金の25%増しです。

※深夜時間帯にご利用の場合は上記料金の50%増しです。

※ヘルパー2名によるサービスをご利用の場合は上記料金が2倍になります。

※上記にない時間でもご利用いただけますので、希望の方は、担当の介護支援専門員とご相談下さい。

白浜事業所からヘルパーが訪問した場合の料金

*特別地域訪問介護加算（15/100）

1ヶ月間にご利用頂いた合計金額の15%相当が加算されます。

*訪問介護職員処遇改善加算Ⅰ（137/1000）

1ヶ月間にご利用頂いた合計金額の13.7%相当が加算されます。

*特定処遇改善加算Ⅱ（42/1000）

1ヶ月間にご利用頂いた合計金額の4.2%相当が加算されます。

*介護職員等ベースアップ等支援加算（24/1000）

1ヶ月間にご利用頂いた合計金額の2.4%相当が加算されます。

*緊急時訪問介護加算 → 1,000円（要介護1～5の方）

利用者様やその家族の方等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員などが居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。

*初回加算 → 2,000円

新規に訪問介護計画を作成した利用者様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

注) 初回加算については、新規契約された利用者様・一度契約されていた利用者様が2ヶ月以上サービスの利用がなく、再度サービスを利用される場合が対象となります。

*利用者様負担金額は 介護保険負担割合証に記載された、負担割合金額となります。

(注)介護保険給付の限度範囲を超えてのサービス利用に関しましては 全額自己負担となります。

*事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する場合又は、利用者が上記以外の範囲に所在する当該建物に居住する場合1月の利用者数の平均が20人以上の場合は、10%減算となります。

